

お客様各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
アジア・オセアニアチーム

オーストラリア向け税関要求のお知らせ

拝啓

貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、オーストラリア税関要求に関しまして、下記の通り取り決められておりますのでご案内申し上げます。
既にご手配頂いているお客様もいらっしゃるかと存じますが、今一度ご確認頂けます様、
何卒宜しくお願い申し上げます。

今後も引き続き弊社サービスをご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

BL(マニフェスト)記載注意事項:

適用対象貨物:オーストラリア向け全貨物

- アタッチシート不可(内容は全てDATAへ入力致します。)

適用対象貨物 :オーストラリア向け中古車貨物

- CHASSIS NO.
- (Brisbane向けのみ) MAKER名、MODEL名、製造年

以上